

改正博物館法施行に係る説明

令和5年2月13日

文化庁企画調整課 博物館振興室

改正博物館法の施行に向けて

～令和5年 1月11日 博物館法施行規則の一部を改正する省令案
パブリックコメントの募集



令和5年 1月25日 改正博物館法施行に係る説明会



令和5年 2月 1日 法第13条の3 学識経験者に関する説明会 @日博協



令和5年 2月 7日 博物館法施行令改正の閣議決定



令和5年 2月10日 施行令改正、施行規則改正の公布（官報掲載）
パブリックコメントの結果公示

背景

2017年

文化芸術基本法

文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年

文科省設置法の一部改正

博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年

ICOM京都大会

「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

文化審議会
博物館部会
(常設)での
不断の検討

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・ 目的に文化芸術基本法の精神に基づくことを追加
- ・ 博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・ 他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・ 地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・ 資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・ 都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・ 学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・ 国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・ 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・ 令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

改正博物館法（2022年4月公布、2023年4月施行）

- 2019年ICOM（国際博物館会議）京都大会の「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえ、すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すことで、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ。
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待。

博物館施行規則における規定事項

- ①博物館に関する科目の単位
- ②学芸員の資格認定
- ③博物館に相当する施設の指定

改正のポイント

- ①学芸員補の資格に係る整理等
- ②都道府県が博物館の登録を行う際の参酌すべき基準の策定
- ③博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備

改正省令案

- ①学芸員補の資格に係る整理等

【第18条】

学芸員補になれる者の詳細を規定

- ②都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準の策定

【第19条】

基本的な運営方針の作成・公表、博物館資料の適切な管理・活用等の体制を規定

【第20条】

管理運営を行う館長、博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること等を規定

【第21条】

資料の収集・展示等を適切に行うとともに資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮を規定

- ③博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備

【第23条～第27条】

指定要件や指定手続き、取消要件等を、登録博物館に準じて規定

筆 : 試験認定の筆記合格

審 : 審査認定

	高1	高2	高3	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
【法】第5条第1項第1号	高校等			大学 (博物館科目履修／学士)				学芸員						
【法】第5条第1項第2号	高校等			大学 (2年≦、62単位取得含博物館科目)		学芸員補 (3年≦)			学芸員					
【規則】第5条第1号	高校等			大学 (学士)				〰	筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第5条第2号	高校等			大学 (2年≦、62単位取得)		学芸員補 (2年≦)			筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第5条第3号	高校等			短期大学 (普通教員免許Ⅱ種以上を取得)		教育職			筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員			
【規則】第5条第4号	高校等			学芸員補 (4年≦)				筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員				
【規則】第9条第1号	〰							大学院、専門職大学院以上 (修士or専門職学位or博士号取得)		学芸員				
								学芸員補 (2年≦)					審	
【規則】第9条第2号	〰							教授・准教授・講師・助教 (2年≦、博物館科目担当)		学芸員				
								学芸員補 (2年≦)					審	
【規則】第9条第3号イ	高校等			大学 (学士)			学芸員補 (4年≦)				審	学芸員		
【規則】第9条第3号ロ	高校等			大学 (2年≦、62単位取得)		学芸員補 (6年≦)							審	学芸員
【規則】第9条第3号ハ	高校等			学芸員補 (8年≦)							審	学芸員		
【規則】第9条第3号ニ	学芸員補 (11年≦)							審	学芸員					

新 法

学芸員となるまでに要する年数の比較

筆 :試験認定の筆記合格

審 :審査認定

	高1	高2	高3	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
【法】第5条第1項第1号	高校等			大学 (博物館科目履修／学士(含専門職))				学芸員							
【法】第5条第1項第2号 第6条第1項	高校等			短期大学 (博物館科目履修／ 短期大学士(含専門職))		学芸員補 (3年≦)			学芸員						
【法】第5条第1項第2号 第6条第2項 【規則】第18条第1号	高校等			大学 2年≦ (62単位取得含博物館科目)		学芸員補 (3年≦)			学芸員						
【法】第5条第1項第2号 第6条第2項 【規則】第18条第2号	高校等			短大卒と同等以上の学力がある者 (学教法施規155条2項) (博物館科目履修)		学芸員補 (3年≦)			学芸員						
【法】第5条第1項第3号 【規則】第3条第1号	大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認められる者(学教法施規155条1項各号) (博物館科目履修)							学芸員							
【規則】第5条第1号	大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認められる者(学教法施規155条1項各号)							}}	筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員				
【規則】第5条第2号	高校等			大学 2年≦ (62単位取得)		学芸業務の経験 (2年≦)			筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員				
【規則】第5条第3号	高校等			学芸業務の経験 (4年≦)					筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員				
【規則】第5条第4号	高校等			短期大学 (普通教員免許Ⅱ種以上を取得)		教育職			筆	学芸員補 (1年≦)	学芸員				
【規則】第9条第1号	}}							大学院、専門職大学院以上 (修士or専門職学位or博士号取得)			学芸員				
								学芸業務の経験(2年≦)						審	
【規則】第9条第2号	}}							教授・准教授・講師・助教 (2年≦、博物館科目担当)			学芸員				
								学芸業務の経験(2年≦)						審	
【規則】第9条第3号イ	大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認められる者(学教法施規155条1項各号)							学芸業務の経験 (4年≦)			審	学芸員			
【規則】第9条第3号ロ	高校等			大学 2年≦ (62単位取得)		学芸業務の経験 (6年≦)								審	学芸員
【規則】第9条第3号ハ	高校等			学芸業務の経験 (8年≦)								審	学芸員		

登録・指定の基準を定めるための参酌基準

第19～21条（抜粋）

第十九条（博物館の体制に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第二十条（博物館の職員に関する基準）

- 一 博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

第二十一条（博物館の施設及び設備に関する基準）

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第24条（抜粋）

第二十四条（指定の審査）

- 一 登録（法第十九条第一項）又は指定（法第三十一条第二項）取消の日から二年を経過しない者
 - 二 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。
 - 三 職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。
 - 四 施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして、定める基準に適合すること。
 - 五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 六 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たつては、第十九条から第二十一条までの規定を参酌して定めるものとする。